

（対 公益財団法人 あすのぼ／小河光治 代表理事）

<子ども貧困対策推進法における数値目標/目標達成義務の規定、政策立案の指標調査について>

問 「子どもの貧困率」「ひとり親世帯の貧困率」など重要な指標の調査が、厚労省の『国民生活基礎調査』では3年ごとの実施と間隔が長すぎないか。しかも公表は翌年中頃と、機動的できめ細かな立案を行うエビデンスとしては、あまりに即時性に欠けていないか。まずは、国として、調査は毎年実施して、速やかに公表しなければ政策の PDCA サイクルも回らないではないか。

また、我が国の『子どもの貧困対策の推進に関する法律』は、英国で 2010 年に成立した『子ども貧困法（Child Poverty Act）』に触発された側面が大だが、残念ながら、理念法の枠内で、その目玉であった「貧困削減の数値目標」や「政府の目標達成義務」が規定されなかった。一方、当時、野党に下った直後の民主党が、みんなの党、生活の党、社民党の野党 4 党で共同提出した『子どもの貧困対策法案』では「子どもの貧困率は3年で1割以上のペースで削減し、平成 33 年までに 10%未滿にする」「ひとり親世帯等の貧困率は3年で1割以上のペースで削減し、平成 33 年までに 35%未滿にする」としていたが、この点、いかなるご意見・お考えをお持ちか。

（対 特定非営利活動法人 しんぐるまざあず・ふぉーらむ／赤石千衣子 理事長）

<ひとり親世帯の養育費受給率の向上のための諸外国の施策を例にした公的関与強化について>

問 昨年（平成 29）12 月 15 日に厚労省の『全国ひとり親世帯等調査』が公表されたが、こちらの調査も前回から 5 年ぶり且つ調査実施から公表まで 1 年以上を要しているがどう考えるか。

また、今回の調査結果では、前回調査の 5 年前より就業状況について、正規の職員・従業員の割合が増加（母子世帯で 39.4%から 44.2%へ）、平均年間就労収入は増えているものの 200 万円にとどまっている（前回 181 万円）。ひとり親になった理由は母子世帯で、死別が 8.0%だが、79.5%は離婚。そして養育費をもらえている割合は全体の 2 割程度に過ぎず、これも大問題/解消すべき課題と考える。諸外国の例では「国による養育費立替払い」「国による養育費取立て援助」の制度が機能していると聞く。一方、日本では昨年 9 月の法制審議会で「裁判所が債務者の預貯金口座を特定できる」「給与差し押さえに必要な勤務先情報を年金機構などの公的機関から得られる」とする試案が出てきたばかりだが、この点、いかなるご意見・お考えか伺いたい。

（対 特定非営利活動法人 豊島子ども WAKUWAKU ネットワーク／栗林知絵子 理事長）

<「子ども食堂」のような居場所づくりなど「新しい公共」アプローチの可能性と限界について>

問 「子ども食堂」のように、家でもなく学校でもないが、子どもたちが「ここにいてもいいんだ」と思える「居場所づくり」は、行政が自ら実施するより「新しい公共」の担い手を支援するのが効果的と理解させて頂いた。素晴らしい取組と感服する。ただ一方で、国や地方公共団体が「子ども食堂」をブーム的に問題解決の万能薬と思い、費用補助すれば十分ということでもない。貧困の自覚がない/貧困であることを隠したい親子や子どもは利用までたどり着いていないかもしれない。運営する側も想定外の出来事で継続困難に陥ることもあろう。ご自身ではこの取組の限界（得手不得手、効果的な領域/そうでもない領域はどこか）、また逆に、さらなる可能性・発展性について、どのようなご意見・お考えをお持ちなのか教えて頂きたい。